

補助金等取扱基準

補助金等の名称	一時保育促進事業補助金
補助事業等の標目	専業主婦家庭等の育児疲れ解消、急病や入院等に伴う一時的な保育、又は保護者の就労形態の多様化等に伴う断続的な保育等、需要に応じた保育サービスを提供することにより児童の福祉の増進を図る。
補助事業等の対象者	次に掲げる者であって、子ども・子育て支援事業実施要綱（平成27年10月23日27こ家第451号長野県県民文化部長通知）に定める実施方法及び留意事項等の要件を満たすもの (1) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第35条第4項の規定により私立保育所を設置している者 (2) 児童福祉法第34条の15第2項の規定により小規模保育事業又は事業所内保育事業を行う者 (3) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)の規定により認定こども園を運営している者
補助対象経費	一時保育促進事業に必要な経費とし、年間利用者数が述べ25人未満は対象外とする。
補助金等の額及びその算定方法又は補助率	子ども・子育て支援事業交付金交付要綱（平成27年10月23日27こ家第452号長野県県民文化部長通知。以下「県要綱」という。）に定める基準額と、当該事業の実支出額から寄付金等の収入を減じた額のいずれか低い額の10/10とする。 【補助金等の額が5万円未満、補助率が補助対象経費の1/2を超える場合の理由】 国、県の補助を受けて実施する補助であるため
補助事業等の評価	一時保育促進事業補助金所要額調書、一時保育促進事業計画書、補助事業の内容を審査の上、担当部署により効果を評価する。
補助事業等の開始時期	
補助事業等の終了時期	県要綱による補助が終了するまで 【終了時期が3年を超える場合の理由】 国、県及び市がそれぞれの負担割合で補助金を交付する国の事業であり、同事業が終了するまで継続する必要があるため
情報の公表の方法等	補助事業者、補助事業の内容、補助金交付金額、評価内容を諏訪市ホームページにて公表する。
その他	補助金の交付を受けようとする者は、規則に定められた申請書に一時保育促進事業補助金所要額調書及び一時保育促進事業計画書を添付して、市長に提出しなければならない。
提出書類	(1) 一時保育促進事業補助金所要額調書 (2) 一時保育促進事業計画書 諏訪市補助金等交付規則に定める様式を除く。

担 当 部 署	諏訪市 こども未来部 次世代育成課 保育係
----------------	------------------------------

平成23年12月 1日 一部改正

平成25年 4月 1日 一部改正

平成27年 2月 6日 一部改正

平成28年 4月 1日 一部改正

令和 2年 4月 1日 一部改正

令和 6年 3月15日 一部改正 (令和 6年 4月 1日 施行)

令和 7年10月31日 一部改正 (令和 7年10月31日 施行、令和 7年 4月 1日 適用)

令和 8年 3月23日 一部改正 (令和 8年 4月 1日 施行)